仕　様　書

この仕様書は、和歌山市磯の浦地区における公共海岸の占用許可に係る条件の仕様について、下記のとおり必要な事項を定める。

記

公共海岸占用許可に係る必須条件の範囲

① 海水浴場の開設、管理及び運営
② 海水浴場及び期間外の公共海岸（以下「海水浴場等」という。）の管理を行うための管理事務所設置
③ 海水浴場等に来訪する客のための駐車場、シャワー施設及び更衣室の管理並びに運営
④ 海水浴場開設期間やゴールデンウィーク等、周辺地域が交通渋滞する場合には、その交通整理
⑤ その他、事業計画書等により提案を行う内容の実施

※海の家や売店については、現在、占用許可済面積から概ね２割を超えない範囲で任意に設置できるものとする。

1. 業務の内容

(ア)占用許可期間

公共海岸の占用許可期間は、令和 9（2027）年 4 月 1 日から令和 12（2030）年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、占用更新申請により、１回に限り、3 ヶ年延長し、令和 15（2033）年 3 月 31 日まで延長することができる。

(イ)占用許可条件の内容

① 海水浴場等における海水浴場の開設、管理及び運営については、次のとおりとする。

（1）毎年 7 月 1 日～8 月末日までの間において、和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例第 3 条に基づき、海水浴場の開設を行うこと。

（2）海水浴場における水難事故の防止その他遊泳者の安全のために必要な措置を講じ、海水浴場の管理及び運営に係る一切の責任を負うこと。

（3）海水浴場開設期間における周辺地域の交通渋滞の緩和のため、交通誘導員等を配置するなどの必要な措置を講じること。

（4）海水浴場開設期間は、サーフィン等の利用者と遊泳者を分離させ、遊泳者に対する安全確保を実施すること。

（5）海岸を含む周辺地域については、海水浴場開設期間以外も年間を通じて清掃等の管理を実施すること。

（6）サーフィン等の利用者に対して、海岸を含む周辺地域の利用調整（安全な運営）を行うこと。

（7）その他、県（公共海岸管理者：海草振興局建設部や和歌山下津港湾事務所）の指示に従うこと。

② 公共海岸における駐車場、管理事務所、シャワー施設、更衣室、売店等及び倉庫の設置にあたっては、次のとおりとする。また、現在の占用面積：425 ㎡（切上げ）から概ね２割を超えて増加しないこと。

- 駐車場：250 台以上駐車できるようにすること。
- 管理事務所：延べ床面積が概ね 85 ㎡とし、かつ、放送設備を設置すること。（現在：倉庫と事務所の計約 79 ㎡）
- シャワー施設：延べ床面積が概ね 90 ㎡とし、男女別かつ温水が利用できるもので、概ね 10 基設置すること。（現在、約 85 ㎡）
- 更衣室：延べ床面積が概ね 50 ㎡とし、男女別かつ収容人数を概ね 6 人とすること。（現在約 43 ㎡）
- 売店等：延べ床面積が概ね 150 ㎡とすること。（現在約 137 ㎡）

※なお、各施設を複数個所設置する場合は、上記仕様を満たし、かつ、施設の合計面積が規定する延べ床面積を超えない範囲で可能とする。
また、倉庫（現在約 81 ㎡）の設置は、上記駐車場及び管理事務所等の建物・工作物の面積確保を条件に、設置可能とする。なお、倉庫も管理事務所等と同様に、現在の面積から概ね２割を超えて増加しないこととする。

※本事業実施にあたり、選定後に占用許可を申請することができる和歌山下津港湾事務所管轄の海岸保全区域（堤防から砂浜部）において通年で設置を求める施設等についても、あわせて提案することができる。この施設等は上記の概ね２割の積算には含まれない。

③ 駐車場、シャワー施設及び更衣室の開設期間並びに業務時間については、次の条件を満たすものとする。なお、当条件以上に施設の開設を行うことも可とする。
<u>ただし、シャワー施設及び更衣室の仮設は、認めないものとする。</u>

駐車場、シャワー施設及び更衣室の開設期間

- 駐車場：1 月 4 日～12 月 31 日まで
 期間内無休、24 時間営業
- シャワー施設：7 月 1 日～8 月 31 日（9 時～17 時まで）（※）
- 更衣室　　：シャワー施設に同じ（※）

※海水浴場期間は、荒天時を除き開設すること。なお、特別な事情による一時閉鎖は可能とする。

④海水浴場開設期間やゴールデンウィーク等の連続した休日において、磯の浦に向かう車両で周辺地域において交通渋滞する場合には、磯の浦や周辺地域における地域住民の通行の支障とならないよう、交通整理を行うこと。

⑤その他、事業計画書等により提案を行う内容について、確実に行うこと。また、

占用期間の途中で変更等が生じる場合は、県の承認を受けること。

2. その他

(ア)占用者は、常に占用許可区域内の火災、盗難等の予防、取締り及び警戒に努め、事故のあったときは、適切な措置を講じた上で、県に連絡すること。

(イ)台風又は荒天が予想される時は、防災対策等、施設の維持管理に十分注意を払うこと。また、設置した占用物件が倒壊や流出しないよう十分注意を払うこと。（和歌山下津港湾事務所の許可を受けて設置する占用物件を含む。）

(ウ)占用者は、占用開始前までに連絡体制表を作成し、県に届け出ること。

(エ)県は、公益上必要と認めたとき、または占用者が当仕様書及び許可条件に違反したときは、占用許可を取り消すことがある。

(オ)占用期間が満了したとき、又は県が許可の取消しを行ったときは、占用者は速やかに原状回復すること。

(カ)占用者は、占用許可区域外の周辺地域を含めた環境整備や維持に努めること。

(キ)上記のほか、占用者は、各種法令等を遵守し、県より指示があった場合は、その指示に従うこと。